

地域公共交通網形成計画について

(1) 計画期間の延長（調査事業等の繰り越し）

計画期間が令和2年度末に終了する「東浦町地域公共交通網形成計画（以下、網計画）」の改訂を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、住民ニーズの把握を目的としたグループインタビュー等の調査事業が行えず、令和2年度末までに改訂に係る業務を完了できない。

そのため、現行の網計画の計画期間を1年間延長し、令和3年度末に網計画を改訂したいと考えている。なお、改訂後の網計画の名称は、令和2年改正の地域公共交通活性化再生法に則して、「東浦町地域公共交通計画（以下、交通計画）」に改める。

■計画期間の新旧対照表

「東浦町地域公共交通網形成計画 平成28年11月(平成30年3月一部改訂)の3ページ」

	内容
旧	【計画期間】 平成28年度(2016)～平成32年度(2020)の5年間
新	【計画期間】 平成28年度(2016)～令和3年度(2021)の6年間

■今後のスケジュール案（情勢を鑑み、変更する可能性あり）

交通計画の改訂に係る業務	
4月	
5月	各種住民意向調査等（令和3年5月から7月頃） 地域特性に応じた移動ニーズや他市町への移動ニーズ等について議論するとともに、公共交通への意識と利用意向、求めるサービスレベルと支払意思等について調査
6月	
7月	
8月	
9月	交通計画の改訂（案）を会議で協議（令和3年9月頃） 素案を第3回地域公共交通会議で協議
10月	
11月	交通計画の改訂（案）を会議で協議（令和3年11月頃） 第3回地域公共交通会議での意見を反映した修正案を第4回地域公共交通会議で協議
12月	
1月	パブリックコメント（令和4年1月から2月） 改訂にあたり、計画の趣旨、内容などをあらかじめ公表し、それに対する町民の意見と町の考えを公表
2月	
3月	交通計画の改訂（令和4年3月）

(2) 繰越明許費補正

(1) の協議事項「計画期間の延長（調査事業等の繰り越し）」を承認していただいた場合は、令和2年度の該当予算も下表のとおり令和3年度に繰り越すこととする。

また、「令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）」で交付決定していた補助金額1,270,000円については、調査事業を繰り越すことで補助要件から外れるため、廃止申請することとする。なお、「令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）」に同一内容で申請予定である（補助金が交付されない可能性もある）。

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2事業費	1事業費	地域公共交通網形成計画の改訂支援業務委託料	3,000
合 計			3,000